

最大約 **150万円** が受け取れる



住まいの **復興** 給付金

一部損壊

以上の被害にあった住宅が対象です

給付申請はお済みですか？

東日本大震災で所有していた住宅が被害に遭われた方で、消費税率8%引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その後居住する場合、消費増税分相当の給付が受けられます。

重要 対象住宅と申請期限

対象住宅

被災住宅(*)の所在地が岩手県・宮城県・福島県の場合

*：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅

2024年12月31日 までに引渡しを受けた住宅

被災住宅が福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」に所在する場合

2025年12月31日 までに引渡しを受けた住宅

申請期限

住宅の引渡しから **1年以内**

申請書の
入手方法

- 被災自治体の窓口で入手
- ホームページからダウンロード <https://fukko-kyufu.jp>

※申請書が入手できない場合は、下記の「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までお問合せください。

申請書の
郵送先

〒983-8799 仙台東郵便局私書箱 15 号 住まいの復興給付金申請係

■ 住まいの復興給付金事務局コールセンター

フリーダイヤル (無料) **0120-250-460**

一部のIP電話などフリーダイヤルが
つながらない場合 **022-745-0420** (有料)

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

■ 住まいの復興給付金ホームページ

<https://fukko-kyufu.jp>

ホームページでは、制度内容の確認や
給付金額のシミュレーションも行えます。



「住まいの復興給付金」申請相談会

申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済み申請書類の審査前の確認など、ご質問に相談員が直接お答えします。参加無料、予約不要です。

開催会場		開催日時	
いわき市	いわき市役所 1階 生活再建市民総合案内 (福島県いわき市平字梅本21)	2023年 5月12日(金)	10:30~15:30
		2023年 6月9日(金)	
		2023年 7月7日(金)	
		2023年 8月18日(金)	
		2023年 9月8日(金)	
		2023年 10月13日(金)	
		2023年 11月10日(金)	
		2023年 12月8日(金)	
		2024年 1月12日(金)	
		2024年 2月16日(金)	
		2024年 3月15日(金)	

- 新型コロナウイルス感染症予防の為、風邪や発熱等の症状がみられる場合は、ご来場をお控えください。
- 混雑状況により、相談件数・相談時間を制限させていただく場合があります。
- 申請の受付は郵送受付のみです。申請相談会では申請書類の事前確認を行うことはできません、申請書類をご提出いただくことはできません。

今後、新型コロナウイルスの更なる感染拡大等が発生した場合は、予定している申請相談会を中止とさせていただく場合がございます。

最新情報については

「住まいの復興給付金」ホームページ (<https://fukko-kyufu.jp>)、
 またはコールセンター (0120-250-460) にてご確認ください。

・右記のQRコードから「申請相談会のご案内」にアクセスすることができます。

申請相談会の
最新情報はこちら

